

新産業創出に向けた企業立地支援補助金 公募要領

1. 事業目的

イノベーションをめぐる国際競争が激化しているなか、厳しい国際競争を勝ち抜くため、次世代を担う研究開発拠点や生産拠点を東京に整備することが求められています。

東京都「新産業創出に向けた企業立地支援補助金（以下、本補助金）」は、波及効果の高い産業を対象に、革新的な研究開発拠点、経済安全保障に資する生産拠点を都内に整備する取組を行う企業等に対しその経費を補助することで、今後の日本を牽引する新たな産業の創出を進めていくことを目的としています。

※研究開発拠点：新産業創出に資する基礎研究、応用研究、技術開発を含む開発研究を行う施設

※生産拠点：新産業創出に資する製造・加工等の工程を形成する機械・装置が設置された、生産を行う施設

2. 補助の内容

①補助限度額

1社あたりの補助対象期間中の補助金額の合計額、補助率は以下のとおりです。

	研究開発拠点		生産拠点
	一棟建て	フロア貸し	
補助限度額	50億円	10億円	50億円
補助率	2分の1	2分の1	3分の1

※補助事業者としての選定は、本公募要領の応募申請書及び選定後に補助事業者が提出する補助事業計画書の金額の全額に対して、補助金の額の確定を保証するものではありません。

※補助事業者は、補助事業計画が承認された後、補助対象事業に着手してください。

※補助金の交付申請は、補助金の交付を受けようとする年度ごとに提出してください。ただし、各年度で交付申請できる金額は、補助事業計画に記載した内容を超えることができません。

※交付決定通知書を受領した事業が完了したら実績報告書を提出してください。審査の結果、補助金交付決定額の範囲内で補助金の額が確定いたします（最終的な補助金の確定額は補助金の交付決定額から減額になる場合があります）。

②補助要件

本補助金の補助要件は以下のとおりです。

- 次の投資額以上であること。

※投資額：補助対象経費（税抜）のうち、建物費、機械装置費、ソフトウェア費を合計した額

	研究開発拠点		生産拠点
	一棟建て	フロア貸し	
支援要件	投資額 10 億円以上	投資額 3 億円以上	投資額 20 億円以上

- 東京都内に研究開発拠点又は生産拠点を整備するための物件を保有又は賃借している（予定である）こと。
- 本公募要領に示す募集・審査を通じて、補助事業者として選定された企業等であること。
- 原則として、補助事業の完了した日の属する年度の終了した日から起算して5年以上、操業を継続すること。

※補助金受領後に、上記の期間中、正当な理由なく補助対象となった事業を休止あるいは廃止した場合、補助金の返還を求めることがあります。

③補助対象期間

- 補助事業者の選定後、補助事業者が提出した「新産業創出に向けた企業立地支援補助金交付要綱」に定める補助事業計画書の承認日から2年間を本補助金の補助対象期間とします。
- 補助事業者は、やむを得ない理由により、補助事業を補助対象期間内に完了することができない場合には、補助対象期間を延長（最大1年以内）することができます。ただし、事前に知事の承認を受ける必要があります。

④補助対象経費

本補助金の補助対象経費は以下のとおりです。

経費区分	内容
建物費	補助事業遂行のために使用される研究施設、事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修に要する経費（単価 100 万円（税抜き）以上のものに限る。）
機械装置費	(1) 補助事業遂行のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用（リース）に要する経費（単価 100 万円（税抜き）以上のものに限る。） (2) 1 と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費
ソフトウェア費	(1) 補助事業遂行のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費（単価 100 万円（税抜き）以上のものに限る。） (2) 1 と一体で行う、改良・修繕に要する経費
外注費	補助事業遂行のために必要な開発や設計、検査等を外注（請負・委託）する場合

	の経費
専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
産業財産権出願 ・導入費	補助事業遂行のために必要な次に掲げる経費 (1) 開発した製品等の特許・実用新案・意匠・商標の出願に要する経費 (2) 出願・登録・公告され存続している、特許・実用新案・意匠・商標を他事業者から譲渡又は実施許諾（ライセンス料を含む。）を受けるために要する経費
人件費	(1) 人材採用費 補助事業遂行のための人材の採用に必要な次に掲げる経費 ① 求人情報掲載料 ② 仲介手数料 ※ 有料職業紹介事業者に支払う経費の場合、職業安定法第 30 条第 1 項に定める有料職業紹介事業者への支払であること (2) 直接人件費 補助事業遂行のための常時雇用する社員として新たに採用した者に支払う基本給 ※ 「人件費」の補助限度額は、全体の交付申請額の 20%以下とします。 ※ 「人件費」及び「不動産賃借料・光熱水費」の補助金交付申請額の合計額は、全体の交付申請額の 50%未満とします。 ※ 補助対象時間数は、1 人につき 1 日 8 時間、年間 1,800 時間を限度とする。 ただし、フレックスタイム制等により労使協定において総労働時間を定める場合の補助対象時間数は、1 人につき 1 日 8 時間によらず、当該総労働時間かつ年間 1,800 時間を限度とする。 ※ 各従業者の当月補助対象経費算定額（時間給×当月従事時間）が当月給与支給総額を超える場合は、当月給与支給総額を上限とする。
不動産賃借料 ・光熱水費	補助事業遂行のための施設等の賃借に係る費用（礼金、仲介手数料、入会金等を除く。） (1) 本事業の遂行に必要な事務所、施設等を新たに借りる場合に要する経費 (2) 本事業の実施に直接使用する設備、装置等に要した光熱水費 ※（再掲）「人件費」及び「不動産賃借料・光熱水費」の補助金交付申請額の合計額は、全体の交付申請額の 50%未満とします。 ※ 本事業の実施に直接必要な設備、装置などに専用のメーターが装備されているなど、算出根拠が明確な場合に限る。

なお、次の経費は補助対象外とします。

- 間接経費（消費税その他租税公課、振込手数料、利子、通勤手当・交通費、日当、飲食費及び収入印紙等。ただし、上記 2④補助対象経費にて対象経費として指定しているもの及び都の事前承認を受けたものを除く。）

- 契約書、発注書、納品書、領収書及び振込明細書等の帳票類に不備があるもの（契約等の予定額が100万円を超える場合には、特段の事情がある場合を除き、複数者からの見積もりを比較し、最も経済的な相手方と契約等を行うこと。）
- 使途、単価及び規模等の確認が不可能なもの
- 他の事業に要した経費と明確に区分できないもの
- 通常業務・取引と混在して支払が行われているもの
- 補助事業計画書の承認日より前に開始した事業に係るもの（やむを得ない理由等により事前着手届を提出した後、承認日より前に事業に着手した場合は除く。）
※事前着手届の提出を検討されている場合は、事務局にご相談ください。
- 実績報告時までに支払が終了していない事業に係るもの
- 複数年度にわたり実施する事業で、実施する事業及び経費が年度ごとに区分できないもの
- 同一の事由で国、都又は区市町村等から給付金や補助金を受けている場合の個別事業の経費
- 上記各号のほか、社会通念上、補助が適当でないと知事が判断したもの

3. 応募資格

応募者は、応募申請書類の提出日において、次に掲げるすべての要件を満たしている必要があります。

- 日本国内に登記上の本店を有する企業、あるいは日本国内に登記上の本部等を有し、本補助金の目的に沿う事業を行っている又は行う予定の企業以外の法人であること。
- 本補助金の目的に沿う、新産業創出に資する研究開発又は生産を行う予定の企業等であること。
- 都内に研究開発拠点又は生産拠点を整備するための用地・物件を確保している（あるいは確保できる予定である）こと。
- 応募申請書に記載した事業活動計画に関し、法令等に違反する事実がないこと。
- 本補助金を通じて実施する拠点整備事業について、同一支援期間中に同一の内容で国、他自治体及び東京都の他事業からの委託や助成を受けていないこと。
- 法人事業税及び法人住民税、その他事業者課される税及び事業者が支払うべき社会保険料等の滞納がないこと。
- 東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- 過去に国、他自治体及び東京都から委託や助成を受けた事業で不正がないこと。
- 会社更生法に係る更生手続の申立てや民事再生法に係る再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
- 政治活動・選挙運動又は宗教活動を目的としていないこと。
- 以下の事業を営んでいないこと。
 - ア 宗教教育その他宗教活動に該当する事業

- イ 政治活動に該当する事業
- ウ 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業
- エ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により定める風俗営業など）
- オ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される事業
- 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- 過去の業務その他の事情において、東京都が補助金を交付するにふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。


4. 事業の流れ

本公募要領に基づく募集・審査・選定、また、選定後の流れは以下のとおりです。

公募		応募申請書類の作成、提出
審査	書面審査	審査基準に基づく応募申請書類の記載内容の審査
	プレゼンテーション審査	審査基準に基づく審査会によるプレゼンテーション審査
選定		審査結果の決定、選定通知 (補助対象事業に選定された事業者名及び事業概要は、東京都のプレスリリース及び本事業 WEB サイト等で公表を予定)
補助事業の実施	補助事業計画書	応募時に提出した事業計画に基づき、補助事業計画書を作成、提出
	計画の承認	補助事業計画書の承認
	計画の承認通知	補助事業計画書の承認の通知
	補助対象事業の実施	補助事業計画書に沿って事業を実施 (補助対象期間：原則、補助事業計画書の承認日から 2 年間)
	交付申請	交付申請書を提出 (補助金交付申請は年度内に 2 回まで可能)
	交付決定	補助金交付決定の通知
	実績報告	補助対象事業完了後、実績報告書を作成、提出
	補助額の確定	実績報告書の内容に関する審査を行い、補助額を確定
	補助金の請求	補助金請求書を作成・提出
	補助金の支払	補助金を支出

5. 公募から採択までの流れ・スケジュール (予定)

公募から採択までの流れ・スケジュールは以下のとおりです。なお、公募時点の予定のため今後変更となる場合があります。最新の情報は事業ホームページをご確認ください。

公募期間	<p>【2026年6月8日(月) ～ 7月15日(水) 17時】</p> <ul style="list-style-type: none">以下の日程で事業説明会を実施1回目：6月17日(水) 11:00～12:002回目：6月23日(火) 14:00～15:00 <p>※事業説明会への申込みは以下より受付 https://mure-jimukyoku.smartcore.jp/shinsangyo_briefing</p> 
応募申請書の提出	<p>【2026年7月15日(水) 17時】</p> <ul style="list-style-type: none">メールにて応募申請書を提出(郵送、持ち込みでの提出は受け付けていません)
書面審査	<p>【2026年7月中旬 ～ 8月中旬】</p> <ul style="list-style-type: none">審査基準に基づき書類審査を実施応募企業に対して書類審査結果を8月24日までにメールにて通知書類審査を通過した企業は、プレゼンテーション審査へ進む
プレゼンテーション審査	<p>【2026年8月下旬頃】</p> <ul style="list-style-type: none">審査委員によるプレゼンテーション審査を実施プレゼンテーション審査は事業責任者が提出した応募申請書を用いて実施(事業責任者の出席・プレゼンテーションが必須)複数の企業等によるコンソーシアム形式の応募の場合、幹事企業の事業責任者が代表しプレゼンテーションを実施。幹事企業以外の企業等の同席も可応募申請者、コンソーシアム参加者以外のプレゼンテーション審査への同席は不可プレゼンテーション審査は日本語で実施。日本語での説明、質疑応答が困難な場合、通訳等の同席も可プレゼンテーション審査の詳細は、書面審査の通過者に個別に連絡

採択	【2026年9月上旬】 ・ 審査結果をメールにて通知
----	--------------------------------------

6. 応募申請書の提出方法

(1) 提出書類

下表の書類を本事業 WEB サイト

<<https://shinsangyo-ricchishien.metro.tokyo.lg.jp/>> からダウンロードの上、必要事項を作成してご提出ください。

※提出時は、全て PDF 形式でご提出ください。

<提出書類（一覧）>

No.	提出書類名	書式	備考
1	応募申込書 【必須提出】	指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募申込書の✓欄は必ずすべての項目を確認の上✓を行ってください。 ・ すべての項目に✓が付いていない場合、応募申請書の受付・審査ができない場合があります。 ・ 提出時の PDF ファイルの名称は「01_応募申込書_企業名.pdf」としてください。
2	応募者の情報 【必須提出】	指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出時の PDF ファイルの名称は「02_応募者の情報_企業名.pdf」としてください。
3	事業計画書 【必須提出】	指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料全体で 30 ページ以内（表紙を除く）で作成してください。 ・ 提出時の PDF ファイルは 10MB 以下にしてください。 ・ 提出時の PDF ファイルの名称は「03_事業計画書_企業名.pdf」としてください。
4	決算書等 【必須提出】 1) 連結貸借対照表及び貸借対照表（連結貸借対照表を作成されていない場合、貸借対照表のみ） 2) 連結損益計算書及び損益計算書（連結損益計算書を作成されていない場合、損益計算書のみ） 3) キャッシュフロー計算書（作成している場合のみ） 4) 連結注記表及び注記表（連結注記表を作成されていない場合、注記表のみ） 5) 監査報告書（作成している場合のみ）	自由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近 3 期分の書類を提出してください。 ・ 提出時の PDF ファイルの名称は決算期が分かるよう、「04_決算書_01 前々期分_企業名.pdf」、「04_決算書_02 前期分_企業名.pdf」、「04_決算書_03 最新分_企業名.pdf」としてください。
5	金融機関等による確認書 【該当する場合のみ/任意】	指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発拠点、生産拠点の整備に係る資金調達の実現可能性を確認するため、金融機関等から資金調達を予定している場合、金融機関等に左記書類の作成を依頼してください。

			・ 提出時の PDF ファイルの名称は「05_金融機関等による確認書_企業名.pdf」としてください。
6	企業紹介資料（パンフレット等） 【任意】	自由	・ 提出時の PDF ファイルの名称は「06_企業紹介資料_企業名.pdf」としてください。

(2) 提出期間

2026年6月8日(月)から2026年7月15日(水)17:00まで

(3) 提出方法

- 応募申請書は次の提出先へメールでご提出ください。お持ち込み、郵送は受け付けません。
- ご提出いただく資料は全て PDF 形式で提出いただき、各ファイルのサイズは 10MB 以下にしてください。
- ご提出時のメールの件名は、「【新産業創出に向けた企業立地支援補助金】株式会社 XXX（応募者名）」としてください。

(4) 提出先

- 新産業創出に向けた企業立地支援補助金 運営事務局
(受託事業者：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)
- メールアドレス：<shinsangyo-ricchishien@murc.jp>

7. 審査方法

採択企業の選定にあたっては、以下の審査基準に基づき審査を実施します。なお、審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。

- ① 応募申請書に関する書面審査
- ② プレゼンテーション審査（プレゼンテーション、審査委員による質疑応答）

<審査基準>

項目	審査の視点
A) 適切性・妥当性 【基礎評価項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発拠点、生産拠点の整備に関する補助事業計画を適切に遂行することができる財務状況、実施体制があるか ・ 研究開発拠点、生産拠点の整備に必要な資金の調達計画に確実性があるか ・ 研究開発拠点、生産拠点の整備と、拠点を通じて取り組むビジネスの間に整合性があるか

<p>B) 成長性 【加点評価項目】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発拠点、生産拠点を通じて取り組むビジネスがターゲットとする市場や顧客、提供価値が具体的であるか ・ 研究開発拠点、生産拠点を通じて取り組むビジネスがターゲットとする市場に成長可能性があるか ・ 研究開発拠点、生産拠点を通じて取り組むビジネスが応募申請者の売上高、利益の成長率に大きく寄与するか
<p>C) 競争優位性 【加点評価項目】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発拠点、生産拠点を通じて取り組むビジネスに対し競合企業、競合製品・サービスを具体的に認識できているか ・ 研究開発拠点、生産拠点を通じて取り組むビジネスにおいて、競争優位性（技術的な優位性、営業・販売に関する優位性）を確保する具体的な方策があるか
<p>D) 実現可能性 【加点評価項目】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発拠点、生産拠点を通じて取り組むビジネスの実施体制が具体化できているか ・ 研究開発拠点、生産拠点を通じて取り組むビジネスの実施スケジュールが具体化できているか
<p>E) 政策的支援の必要性 【加点評価項目】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発拠点、生産拠点を通じて取り組むビジネスは、今後の日本を牽引する新たな産業の創出に寄与するものか ・ 研究開発拠点、生産拠点の整備、また、拠点を通じて取り組むビジネスにより、都内・国内産業の活性化に寄与する波及効果（例：新規雇用、受発注取引、投資、市場拡大、その他の産業の活性化への貢献等）が期待できるか

8. 留意事項

- (1) 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので予めご了承ください。
 - (ア) 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - (イ) 暴力団等反社会的勢力との関係を現在において有している場合
 - (ウ) 応募内容に不備がある場合
 - (エ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他東京都及び運営受託者に対して虚偽の申告を行った場合
- (2) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は以下の取り扱いとします。
 - (ア) 氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」及び運営受託者（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）の「個人情報保護方針」〈<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>〉や「個人情報の取り扱いについて」〈<https://www.murc.jp/privacy/>〉に従って適切に取り扱います。
 - (イ) 個人情報は、本事業の審査及び運営の目的に限って利用し、厳重に管理します。

(ウ)個人情報は、東京都及び運営受託者が上記（イ）の目的の範囲内において共同利用します。また、法令等に基づく場合を除き、応募書類を通じて提出いただいた個人情報の取扱を、本人の同意なく、東京都及び運営受託者から第三者に提供することはありません。

(エ)個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知の請求、又は個人情報に関する苦情の申し出については、【9. 問い合わせ先】まで連絡してください。

- (3) 同一企業から複数テーマをご応募いただくことは可能ですが、同一企業から複数テーマを採択することは出来ません（同一企業から複数テーマをご応募いただいた場合でも採択されるテーマは1つのみ）。
- (4) 補助対象事業に選定された事業者名及び事業概要は、東京都のプレスリリース及び本事業 WEB サイト等で公表されます。
- (5) 補助対象事業に選定された場合でも、実施継続が不適切であると東京都が判断した場合には、補助対象期間中に交付決定の取消しを行う場合がありますのでご注意ください。
- (6) 審査経過、審査結果に関するお問合せには応じられません。
- (7) 本事業へ応募するためのコンサルティング（応募書類の作成代行）等を運営受託者へ依頼することはできません。
- (8) 本事業において審査、選定された補助対象事業について、東京都及び運営受託者は、当該事業の実現性、有効性、収益性その他の成果等に関して、一切の保証を行うものではありません。

9. 問い合わせ先

本募集に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

新産業創出に向けた企業立地支援補助金 運営事務局
(受託事業者：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)

電話番号：03-6228-1430

メールアドレス：<shinsangyo-ricchishien@murc.jp>